

Title	流動資産・固定資産分類学説の総合的検討：認識規約論（3）
Sub Title	Comprehensive examination of the theory of current asset and fixed asset classification : recognition rule (3)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2009
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.52, No.3 (2009. 8) ,p.23- 46
JaLC DOI	10.14991/007.20090800-0023
Abstract	前の論文においては、森田理論における実現主義の要件のうち資金的裏付けに関して論じたので、本論文では、もうひとつの要件である確実性概念の問題、および実現主義を金融資産に援用したことの問題を取り上げよう。前者については、時価評価の導入に伴って、森田新論は、その確実性を、売れたことの確実性から売れるであろうことの確実性へと緩めたのであるが、その結果、まず第1に、売れるであろうという確実性と処分可能利益との整合性の問題、そして第2に、売れたことの確実性と売れるであろうことの確実性との混在というふたつの理論的問題を抱えることになってしまったのである。 次に後者については、価値生産活動と資本貸与活動という利潤産出上の相違を考慮することなく、価値生産活動にかかわる実現主義を資本貸与活動に属する売買目的有価証券、満期保有目的金融資産に援用したために、純理論的には、きわめて奇異な仕訳になってしまうことを明らかにし、その理論的欠陥を浮き彫りにする。そこで、資本貸与活動には、実現主義とは別個独立に、その損益認識規約を構成しなければならないことを論証することしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20090800-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

流動資産・固定資産分類学説の総合的検討

——認識規約論（3）——

笠井 昭 次

<要 約>

前の論文においては、森田理論における実現主義の要件のうち資金的裏付けに関して論じたので、本論文では、もうひとつの要件である確実性概念の問題、および実現主義を金融資産に援用したことの問題を取り上げよう。前者については、時価評価の導入に伴って、森田新論は、その確実性を、売れたことの確実性から売れるであろうことの確実性へと緩めたのであるが、その結果、まず第1に、売れるであろうという確実性と処分可能利益との整合性の問題、そして第2に、売れたことの確実性と売れるであろうことの確実性との混在というふたつの理論的問題を抱えることになってしまったのである。

次に後者については、価値生産活動と資本貸与活動という利潤産出上の相違を考慮することなく、価値生産活動にかかわる実現主義を資本貸与活動に属する売買目的有価証券、満期保有目的金融資産に援用したために、純理論的には、きわめて奇異な仕訳になってしまうことを明らかにし、その理論的欠陥を浮き彫りにする。そこで、資本貸与活動には、実現主義とは別個独立に、その損益認識規約を構成しなければならないことを論証することしたい。

<キーワード>

確実性、処分可能利益、売れたことの確実性、売れるであろうことの確実性資金的裏付けと確実性との関係、投下資本回収計算、全体計算と期間計算との相違

（4） 確実性概念の理論的問題点

既に繰返し述べたように、確実性ということの意味内容は、森田旧論では、売れたことの保証であったが、森田新論では、時価評価の導入との兼ね合いで、売れるであろうことの保証に変化してしまっている。それはともかく、一方、その売れたことの保証にしても、具体的にどうということなのかについては、十分に説明されていないし、他方、その売れたことの保証から売れるであろうことの保証への変化にしても、その変化したことの理由が、まったく説明されていないので、売れるであろうことの保証についても、具体的にどうということなのかということは、必ずしも明らかではない。要するに、体系だって説明されていないので、その具体的内容が、不明なのである。そこで、筆者なりに、その点を検討し直さなくてはならない。

まず売れたことの保証であるが、その保証とは、少なくとも結果的には、いわゆる無条件原則を充たさなければならぬと理解されているようである。すなわち、所有権の移転を念頭において、財を実際に引き渡し、その対価を取得したときに、現実性の要件が充たされたことになるようである。その場合には、売り手の財引渡し義務は履行されているのであるから、その対価は、法的には、いわゆる無条件の債権に他ならないので、井尻は、こうした要件の充足を、無条件原則とよんでいる。⁹⁾したがって、工事進行基準の未成工事は、買い手への財の引渡しが済んでいないので、仮にその対価が確定したとしても、それは、買い手への完成工事の引渡しを条件とした債権、つまり条件付の債権であるから、法的には、無条件の債権である売掛金等とは、性格が大きく異なっている。したがって、上記の無条件原則によれば、工事進行基準は、現実性の要件を充たしていない。

森田理論では、工事進行基準の位置づけは、各文献によって異なっており、そのどれが森田の真意なのかは、定かではないが、森田旧論に属する森田〔1980〕においては、次のように説明されている（森田〔1980〕110～111ページ、傍点は笠井）。

ここに引用した三つの解釈から、実現主義の伝統的一般的な解釈を、一応、次のようにまとめることができるであろう。すなわち、（一）当該企業が一方の当事者である市場取引が存在すること、（二）顧客に対する給付の提供がなされていること、（三）提供した給付の対価として流動性ある資産等を取得していることという三つの要件をみたしたときに収益は実現し、このような要件をみたして収益が実現した時点をもって収益を認識するのが実現主義である、と。もっとも、この場合、（二）の要件については、生産物の引き渡しを意味するのか、請負工事（注文生産）における生産活動を含むのかという点、また、（三）の要件については、対価として受け入れた資産が棚卸資産や固定資産であってもよいのかという点など、必ずしも明確でないところもあるが、基本的には、（二）については製品の引き渡し¹⁰⁾が、また（三）については流動的な貨幣資産（直ちに、または短期間のうちに支払手段となりうる貨幣資産）の取得が意味されると解してよいであろう。

実現主義をこのように解する場合、長期請負工事に関する工事進行基準は、旧『企業会計原則』で考えられていたように、実現主義ではないことになる。それは、（二）と（三）の要件をみたさない収益を認識するからである。

ここでは、伝統的一般的な解釈として述べられているが、これが、森田の理解でもあるとみてよいであろう。そこでは、工事進行基準は、実現したとはみなされていない。したがって、売れたことの保証としては、財の引渡しに伴う無条件の債権の獲得が、想定されていることになる。

次に、売れるであろうことの保証の具体的内容をみてみよう。森田新論においては、その時価導入にさいして、認識概念の拡大が必要になったが、森田理論では、現実性概念として、売れた

9) Yuji Ijiri, Recognition of Contractual Rights and Obligations, FASB Research Reports, P. 61.

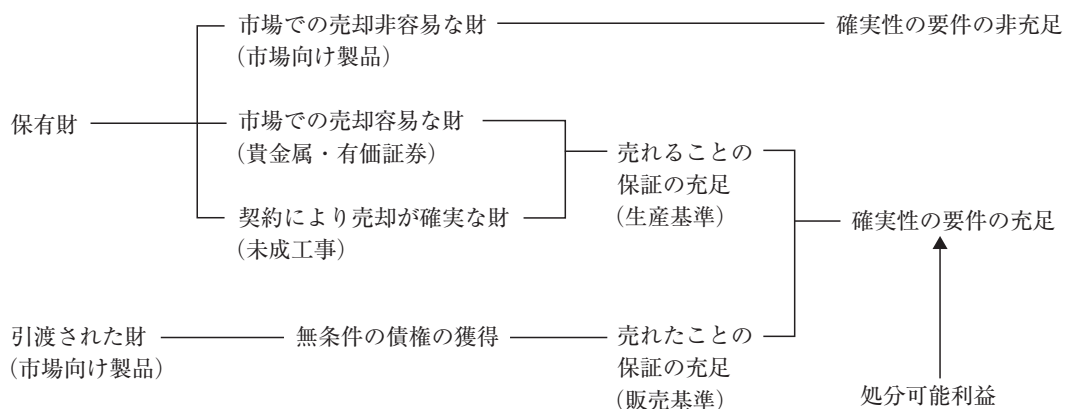
ことの保証を措定したいじょう、売れたことの確実性を、売れるであろうことの確実性へと拡大することが、一番自然だったのであろう。理論の整合性を考えれば、確実性の内容は、売れるであろうことの保証という方途しかなかったとも言えよう。もっとも、売れるであろうことの保証にしても、けっして一筋縄ではない。つまり、契約条件等により、販売が確実なもの（工事進行基準が認められるような未成工事等）もあれば、そうした契約はないにしても、何時でも時価で売却可能な市場が存在しているもの（つまり市場での売却容易性を具えている貴金属・売買目的有価証券等）もあるが、森田新論は、それらをすべて、売れることの保証があるとみなし、確実性の要件の点からは、処分可能利益の計算において、実現利益として認めたのである。したがって、市場での売却が容易でないもの（市場向け製品）だけが、売れるであろうことの保証を充足していないとみなされたのであった（この場合には、売れたことの保証としての確実性が適用されることになる）。

このような森田新論の理解においては、売れたことの保証とは回収基準・販売基準を、また売れるであろうことの保証とは生産基準（未成工事に関する工事進行基準、および貴金属等に関する生産完了基準を含む）を意味することになるようである。つまり、ここでは、確実性の程度が、回収基準・販売基準と生産基準との対比として想定されているのである。このように、確実性概念が、単純に、（回収基準・販売基準か生産基準かという）損益認識時点の遅速の問題として理解されている、という点にはくれぐれも留意すべきであろう。

以上を纏めれば、次のようになる。

図表23

〔森田新論の確実性概念〕



ここには、既に指摘したように、売れたことの確実性と売れるであろうことの確実性というふたつの基準が、混在している。しかし、こうした森田の理解については、売れるであろうことの確実性と処分可能利益との関係、売れたことの確実性と無条件原則との関係、および確実性概念と販売（可能）性との関係という3点において、問題なしとしないので、（5）において、順次検討し、その理論的問題点の是正の方途を筆者なりに考えることとしたい。

(5) 確実性概念の再構成

(i) 売れるであろうことの確実性と処分可能利益

図表23においては、その確実性概念に、売れたことの保証と売れるであろうことの保証というふたつの基準が混在しており、その基準を充足したものが、すべて、処分可能利益を構成するとみなされているのである。そこで、まず、売れるであろうことの確実性を取り上げよう。森田新論における、売れるであろうことの確実性概念の理論的問題点は、図表23における市場での売却容易な財（貴金属・売買目的有価証券等）に凝縮している。すなわち、このカテゴリーの財が、確実性の要件を充足しているとみなされ、その時価評価差額が、損益として処分可能利益に含められてしまっているのである。

しかしながら、ここで、売れるであろうことの保証という概念が、処分可能利益という概念にそぐっているのかどうか、ということが問われなければならない。そもそも、処分可能利益というのは、既になされた企業の経済活動にかかわる概念なのではないだろうか。これからなされる企業の経済活動というのは、基本的には予測あるいは期待のはずであるから、売れるであろうことの確実性がいかに高いものであれ、その実際の売却金額は、多かれ少なかれ、予測あるいは期待の数値とは異なってくるであろう。そうであれば、予測あるいは期待に基づく利益は、そもそも、「処分」ということには馴染まないのではないだろうか。なぜなら、予測・期待に基づく利益に準拠して処分すれば、そして、後に実際との誤差が生まれたとすれば、筋のうえからは、処分そのものを撤回しやり直さなければならない。しかし、それは事実上不可能であり、社会的な混乱を引き起こすことは、必定だからである。

そのように考えれば、処分可能利益という概念は、既になされた企業の経済活動に基づいて構成されなければならないのではないだろうか。したがって、そこでは、売れたことの確実性しか、問題にならないはずなのである。処分可能利益を前提にして、売れるであろうことの確実性という概念を持ち出すことは、筆者にはとうてい納得し難い。

それとも、森田新論でも、この売れたことの確実性が、想定されているのであろうか。すなわち、この確実性を、期末現在での売却可能性と考えれば、期末時点で売却を擬制することも、不可能ではない。この場合には、既になされた経済活動だとも、一応は言い得るのかもしれない。

しかしながら、こうした売却擬制は、保有を続けるという企業の意図に悖っている、ということが指摘されなければならない。すなわち、期末時点で売却することにより損益を獲得することもできたはずであるのに、そうしないで保有し続けているということは、期末時点で売却して損益を獲得するより、将来売却して損益を獲得するほうが、有利だという判断があつて、企業は、期末時点で売却せず保有するという意思決定を行なったのではないだろうか。それにもかかわらず、会計上、期末時点で売却擬制を行なうことによって損益を確定することは、そうした企業の意思決定に、明らかに抵触している。企業の経済活動を表現するものとしての会計が、そうした企業の意図に反して、会計独自の立場から、売却擬制に基づく損益計算を構成してよい、とは筆者には思われないのである。

そうであれば、この場合の確実性とは、将来売却したいときに容易に売れるであろうことの保

証と理解せざるを得ないのである。この場合には、上記で述べたように、処分可能利益概念との衝突が、現実のものになるのである。

以上のように考えれば、処分可能利益の算定を計算目的として措定するかぎり、企業の現実の経済活動が生起していない、売れるであろうことの確実性は、実現の要件としては、否定されなければならない。あくまで、企業の経済活動がなされたことの証しとしての売れたことの確実性によって、実現概念が構成されなければならないのである。

ただし、ここで、「未成工事」の確実性について、一言ふれておきたい。この「未成工事」を、森田新論におけるように、売れるであろうことの確実性概念によって把握するかぎり、その損益は、処分可能利益にはなり得ない。しかし、未成工事損益を、売れるであろうことの確実性概念によって実現損益に位置づける森田新論の理解には、問題なしとしない。この点は次に述べるが、結論的には、この損益は、売れたことの確実性という概念により把握され得ると筆者は考えている。そのことを含んだうで、森田新論と拙論とを対比的に示せば、次のようになる。

図表24



法においては、工事未収金という勘定が存在するのであるから、この勘定項目に関して、資金的裏付けの有無を議論することは、可能である。そうであれば、工事進行基準に売れたことの保証がないことの理由として、資金性の欠如を挙げることが、できるのであろうか。さらに、森田にしても、両建法も想定していたらしい文献もあることを勘案すると、工事進行基準を実現主義から除外したことの理由は、資金的裏付けの欠如（だけ）ではないとみることも、不可能ではない。工事進行基準における工事未収金の条件付債権性が、影響を与えていた可能性も、むげには否定することもできないであろう。そこで、ここでは、とりあえず、この可能性を追究することとしたい。そうした経緯により、以下では、両建法を前提にして議論を進めることにする。

上記のような理解のもとでは、無条件の債権（製品の引渡しに伴って成立した売掛金）と、条件付の債権（引渡しの済んでいない未成工事に関して成立した工事未収金）との、会計上の相違を問題にしなければならない。この問題は、債権の法上の性格が異なっているいじょう、法に関する議論においては、重要な論点であろう。しかし、ここでは、会計における確実性概念の意義が、問われているのである。引渡しが済んでいないために法的な性格としては条件付の債権であっても、例えば買い手が引き取らざるを得ないようなペナルティが課されているなどの契約条項が存在する場合には、その契約が履行される確実性は、きわめて強いと言ってよいであろう。逆に言えば、そうした保証がない場合には、工事進行基準の適用が、認められてはならないのである。

要するに、会計上の損益計算にとって重要なのは、その契約が、後戻りすることなく、全体として履行される確実性があるかどうかであろう。債権が無条件か条件付かは、その判断の一助にはなるかもしれない。しかし、会計学が法学の一下位部門ではなく、独立の科学領域であるいじょう、債権の法的性格がそのまま会計の原則を規定することなど、本来的に、あり得ないことのはずである。

以上のように考えれば、工事進行基準の適用が認められるような状況のもとでは、契約が後戻りすることなく履行される確実性が高いのであるから、条件付債権といった法的性格に制約される必要はなく、会計的には、収益の成立が、認められるべきであると筆者は考えている。つまり、工事進行基準による収益については、会計的には、売れたことの保証は、充たされていると考えなければならない。したがって、実現した利益であり、処分可能利益に含まれてしかるべきなのである。

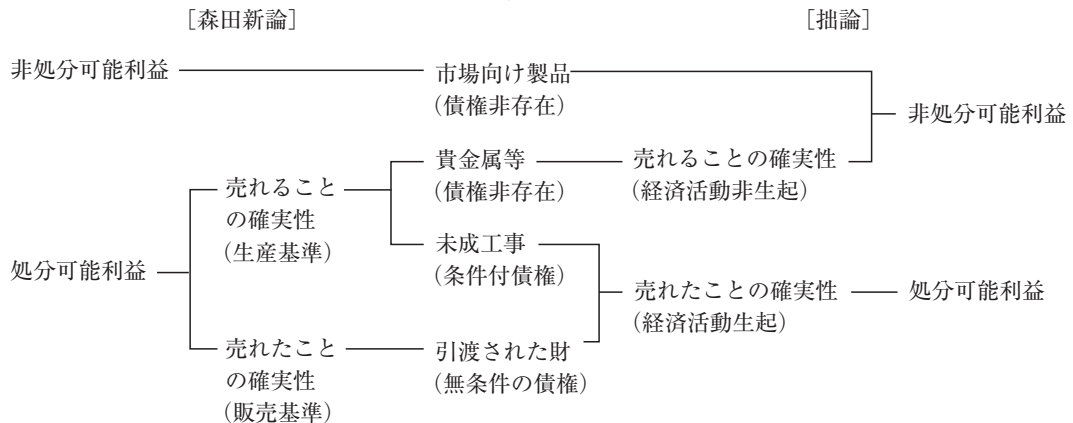
以上の（i）および（ii）において述べたことを纏めれば、図表25のようになる。

この図表における森田新論と拙論と関係については、第1に処分可能利益の範囲の相違、そして第2に確実性の程度のメルクマールの相違に、くれぐれも留意されたい。

まず第1であるが、処分可能利益が、拙論では、未成工事と引き渡した財とによる損益に限定されている（つまり予測あるいは期待に基づく損益が排除されている）のに対して、森田新論では、貴金属等の予測あるいは期待に基づく損益も、含まれているのである。

伝統的には、売れたことの保証が重視され、その結果、財の現実の引渡しにより無条件の債権が獲得されたときに、実現したのであり、その利益が、処分可能利益とされたのであった。森田理

図表25



論も、これに準拠していたのであったが、しかし、その保証を、売れるであろうことの保証にまで拡大することにより、未成工事および貴金属・売買目的有価証券の時価評価差額もまた、実現利益とみなされ、処分可能利益に含まれることになった。しかし、こうした論理構成のために、売れたことの保証と売れるであろうことの保証とが混在し、かつ、将来時に売却活動が生起する（したがって予測あるいは期待に基づく）貴金属・有価証券の損益が当期の損益計算に計上されてしまう、という処分可能利益にとっては由々しい事態が生じてしまったのである。

それに対して、拙論においては、利益が企業の経済活動から産まれるものであるいじょう、実質的に売却活動があったかどうかということが、問われなければならないのである。実質的に売却活動が生起していないもの、したがって、その損益が予測あるいは期待に止まっているものは、処分可能利益から除外される。現実には売却活動があったものだけが、処分可能利益を構成するのであるが、それを規定するのが、売れたことの保証としての確実性概念に他ならない。そこでは、売却契約が後戻りしないことが実質的に保証されていることが、メルクマールになるのである。処分可能利益を問題にするかぎり、このようになるべきなのではないだろうか。

そして第2は、確実性の程度のメルクマールの相違にも留意しなければならない。すなわち、森田新論においては、売れることの確実性と売れたことの確実性との相違は、生産基準と回収基準・販売基準との相違に対応している。そこでは、確実性の程度の違いは、単なる損益認識時点の遅速にしかすぎないのである。したがって、実質的な意味で、利潤を産出する経済活動が生起しているかどうか、という問題意識はない。そのために、第1で述べたように、貴金属・売買目的有価証券等の予測あるいは期待にしかすぎない損益を、処分可能利益に含めるという理論的誤謬を犯してしまったのである。

それに対して、拙論では、売れることの確実性と売れたことの確実性との相違は、生産基準と回収基準・販売基準との分別にではなく、利潤産出活動の非生起と生起との分別に対応している。つまり、確実性の程度は、単なる損益認識時点の遅速の問題ではなく、企業の利潤産出活動が実質的に生じたかどうかにかかわっているのである。

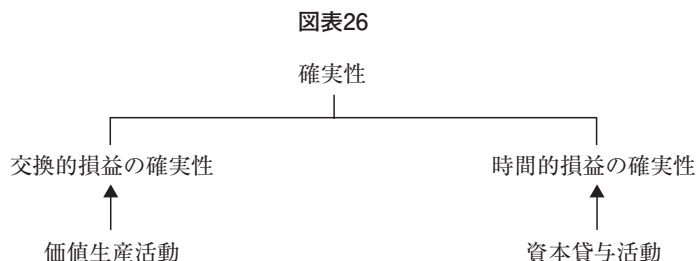
処分可能利益を計算目的に据えるかぎり、確実性の程度のメルクマールを、単なる損益認識時点の遅速にではなく、実質的な利潤産出活動の有無に求めたほうが、はるかに合理的であろう。

(iii) 確実性概念と販売（可能）性との関係

上記においては、森田新論の主張にそって、確実性概念を、売れたことの保証あるいは売れるであろうことの保証と関連づけて議論してきた。つまり、確実性概念と販売（可能）性との結びつきを前提にして、森田新論の見解を批判的に検討してきたのである。しかし、確実性概念と販売（可能）性とを一義的に結び付けてしまっ、本当によいのだろうか。そのことの妥当性は、森田によって、けっして論証されているわけではないのである。もちろん、企業の利潤産出活動には、価値生産活動があるいじょう、確実性概念にしても、販売（可能）性と結びついている局面は、たしかにある。しかしながら、企業の利潤産出活動は、それだけではない。資本貸与活動（金融活動）という、価値生産活動とはまったく異質の利潤産出活動も現存するのである。したがって、問題は、この資本貸与活動が、販売（可能）性にかかわる確実性概念によって、説明できるかどうかである。その点、説明できるはずがない、というのが筆者の考えである。

例えば、各期末に利払いがなされる約定の貸付けを行なった場合における期末の仕訳〔現金××, 受取利息××〕, あるいは数年後に償還される割引債をアキュムレーション法で処理した場合における期末の仕訳〔割引債××, 受取利息××〕は、森田新論においては、どのような確実性概念によって説明されるのであろうか。売れたことの保証, あるいは売れるであろうことの保証といった概念によって、その損益を説明することは、とうてい不可能である。なぜなら、受取利息は、資本貸与による時間的報酬であり、売れたことによる交換的損益とは、およそ異質な損益だからである。この点、森田新論は、資本貸与活動による損益（受取利息）の認識基準については、まったく述べていない。つまり、説明を放棄しているのである。

企業の利潤産出活動には、言うまでもなく、価値生産活動のみならず、資本貸与活動も存在しているいじょう、確実性概念にしても、その両活動を包摂するものでなくてはならない。したがって、次のようなものでなくてはならないであろう。



確実性概念が、このようなものでなければならぬとしたら、価値生産活動だけにかかわる「売れたことの保証」という概念規定であってはならない。価値生産活動の確実性と資本貸与活動の確実性との上位概念であるいじょう、具体的な経済活動上の性質を捨象した、より抽象的な内容

にならざるを得ない。

結論的には、収益成立の確実性と収益額との確定性というふたつの要件が、不可欠であると筆者は考えている。前者は、具体的には契約が後戻りしないこと、つまり契約の全体としての履行が担保されていることを意味している。後者も、会計が最終的に利益額を算出することにあるいじょう、どうしても必要なのである。

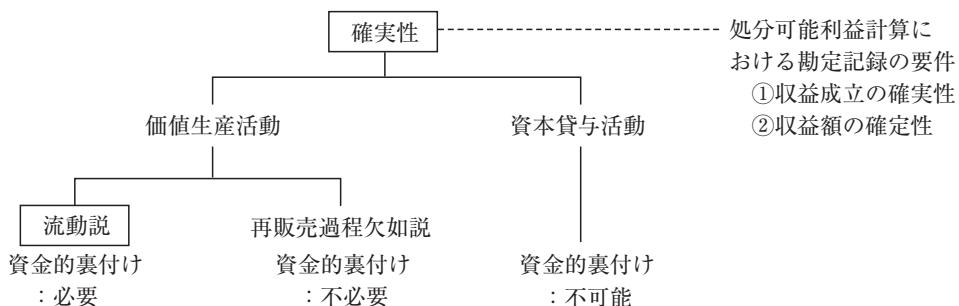
(6) 資金的裏付け概念と確実性概念との関係

最後に、纏めを兼ねて、資金的裏付け概念と確実性概念との関係をみておこう。森田理論においては、この資金的裏付けと確実性との二項対立を基軸として、実現概念の議論が展開されたが、しかし、そもそも、この両者は、同一平面上で対立する関係にあるのであろうか。すなわち、資金的裏付けというのは、そもそも資金計算にかかわっているのに対して、確実性というのは、損益計算（とりわけ処分可能利益計算）にとって基本的に重要な意味をもっている。このように、その内容あるいは計算目的が異なっているいじょう、資金的裏付けと確実性とを、ア・プリオリに、同一平面上での二項対立の関係にあると断定するわけにはゆかず、両者の関係については、慎重な検討が、必要なはずである。しかし、森田理論においては、この点について、けっして体系的に説明されているとは言い難い。しかも、基本的には、アメリカの会計原則制定に影響する機関の公式ステートメントに準拠しており、必ずしも、森田の言葉によって語られているわけではない。したがって、森田が、本当はどのように考えていたのか、という点については不明としか言いようがないのである。そこで、自問自答になってしまうが、やむなく、上記において筆者の描いた構想に基づいて、この点を検討しておこう。

そこで、(3) および (5) で述べた筆者の考え方を纏めれば、次のようになろう。

図表27

[損益計算体系における実現概念の構成]



これによるかぎり、確実性と資金的裏付けとは、けっして、同一平面上において対立する概念ではあり得ない。すなわち、量的にみても、資金的裏付けという概念がカバーするのは、価値生産活動だけであり、資本貸与活動については、利息後払いの割引債に関するアキュムレーション法の処理を想定すれば明らかなように、資金的裏付けの確保ということなど、論理的に不可能

なのである。その点、価値生産活動については、財の引渡しと対価の獲得というふたつの要素もっているので、その対価の要件として現金を要求するかぎり、現実の損益計算がいかに歪もうと、理念的には、資金的裏付けが必要であると言い募ることも、不可能ではない。しかし、それとても、価値生産活動が限度であり、資本貸与活動にまで拡大することは、できない。そして、その価値生産活動についても、再販売過程欠如説という別の考え方があり、この考え方に対する理論的妥当性が、何らかの形で論証されなくてはならない。しかし、森田理論においては、資金的裏付けという概念が、独断的に主張されているにすぎないので、こうした別の考え方を想定しつつ、自己の主張の相対的妥当性を論証する、といった発想など皆無である。したがって、流動説の再販売過程欠如説に対する相対的妥当性の論証など、まったくなされていない。そうであれば、当面、筆者の論証を採用せざるを得ないが、それによれば、流動説は、理論的に成立し難いと言わざるを得ない。

またいわば質的にみても（概念の関係という点からみても）、確実性概念と資金的裏付け概念とは、上位概念と下位概念との関係にある。資金的裏付けは、下位概念であるから、具体的な企業の利潤産出活動に即しつつ、実現の実質的な要件が、規定されている。それに対して、確実性は、資本貸与活動という別の利潤産出活動をも包摂した上位概念であるから、具体的な経済活動を捨象し、より抽象的な規定にならざるを得ない。つまり、分配可能利益におけるいわば勘定記録の要件といったレベルに位置するのである。具体的には、収益成立の確実性（契約が後戻りせず、全体としてその履行が確実であること）、および収益額の確定性（金額が一意的に確定していること）という2点が、要請されるのである。

このように考えれば、資金的裏付け概念（流動説）に同一平面で対立し得るのは、再販売過程欠如説であって、確実性概念ではあり得ないということになる。

Ⅳ 実現主義の金融資産への援用の問題

以上において、森田新論における実現概念を理論的に検討してきたが、そのさい、議論の前提にあったのは、価値生産活動であった。しかし、言うまでもなく、企業の利潤産出活動には、資本貸与活動（金融活動）もあるので、この活動に関する損益認識基準も、俎上に載せなければならない。もっとも、森田理論においては、損益認識基準としては、実現主義しか存在しないように、この資本貸与活動に関する損益についても、実現主義を援用せざるを得ないことになる。

しかしながら、本来、価値生産活動を前提にして形成されたこの概念を、資本貸与活動に援用することなど、そもそも可能なのであろうか。そのことは、森田理論においても、まったく論証されていないのである。その点を検討することが、ここでの課題であるが、森田理論は、満期保有目的の金融資産についてはまったくふれていないので、ここでは、売買目的有価証券（以下では、単に有価証券と言う）を取り上げざるを得ない。

(1) 有価証券についてのふたつの見方

この有価証券の性格については、森田は、自由選択性資金と売却容易性という、異なったふたつの性格規定を与えているようである。まず前者の自由選択性資金という性格規定であるが、この点については、次のように説明されている（森田 [1990b] 22ページ、下線および波線は笠井が付した）。

一時的所有の市場性ある有価証券についても、製品等と同様に、現行の企業会計原則では原価評価が原則であり、評価益の計上は認めていない。しかし、この場合の現金—有価証券—現金という取引は、決して資本が自由選択性—拘束—自由選択性という過程を辿っているのではなく、有価証券自体が自由選択性資金の状態にあるのである。したがって、これは、対象となる資産が自由選択性資金であり、それが値上りによって増加しているにも拘わらず、販売という過程に固執して資本の増加（利益）を認識しないものであり、実現主義の誤れる適用というべきである。

また、後者の売却容易性については、次のように説明されている。

「流動資産としての有価証券は、原則として市場性ある有価証券であり、市場相場が成立し、当該企業の意思で売却可能なものである。そこでは、市場生産された製品にみられるような、換金に関する問題は存在しない。」（森田 [1992] 77ページ、傍点は笠井）

「販売基準により認識された棚卸資産の販売益は、それが再投資されて利益処分時に現金として存在していなくても、いったんは現金として流入しているのに対して、有価証券の評価益は現金として流入していないことは確かである。しかし、それは企業の意思で現金化しなかっただけであり、いったん現金化して、さらなる利益を求めて再投資したこととなら変わりはなくからである。」（森田 [1992] 79ページ、傍点は笠井）

森田は、有価証券の性格について、体系的には述べていないので、森田の真意は不明であるが、その折々の主張からすれば、上記のように、自由選択性資金と売却容易性というふたつの性格を想定しているようである。そのうちの自由選択性資金という性格規定には、それ自体が「貨幣」であるというニュアンスを汲み取ることも、不可能ではないだろう。それに対して、売却容易性という性格規定からは、自由選択性資金としての「貨幣」が投下された経済財として有価証券を理解するというニュアンスが、濃厚に感じ取れる。なぜなら、有価証券が「貨幣」それ自体であるとするなら、それを一度売却（現金化）して再購入（再投資）するという見方は、成立し難いからである。

このように、森田は、有価証券について、異なったふたつの性格規定を与えているようなのである。¹⁰⁾そこで、当面、有価証券について、(a)「貨幣」それ自体、および(b)「貨幣の投下され

10) ただし、このふたつの性格規定は、時間的に異なるふたつの文献（森田 [1990b] と森田 [1992] というメ

た経済財」というふたつの見方に準拠して、議論を進めることにしたい。なお、ここでは、評価規約論で検討した事例を用いることにしよう。すなわち、売却時価が（イ）のようであったとすると、その一般的な仕訳は、（ロ）のようになろう。

図表28

（イ） 売却時価

第Ⅰ期（購入時）	第Ⅰ期末	第Ⅱ期末	第Ⅲ期（売却時）
100	120	130	160

（ロ） 仕訳

第Ⅰ期購入時	有価証券 100, 現金 100	有価証券 100：取得原価
第Ⅰ期期末時	有価証券 20, 保有利得 20	保有利得：収支差額 (=売却時価 120－取得原価 100)
第Ⅱ期期末時	有価証券 10, 保有利得 10	保有利得：収入差額 (=売却時価 130－売却時価 120)
第Ⅲ期売却時	現金 160, 有価証券 130 売却益 30	売却益：収入差額 (=売却時価 160－売却時価 130)

こうした一般的な仕訳によれば、保有損益と売却損益とが混在していること、および保有損益・売却損益と収支差額・収入差額とにズレがあるという理論的欠陥が、あるのであった。そこで、その是正が必要になるが、（２）において、まず（ｂ）「貨幣の投下された財」という見方に準拠して、この点を考えてみよう。次いで、（ａ）「貨幣」それ自体という見方を、（３）で取り上げることにする。

（２）「貨幣の投下された財」という見方における処理方法

（ｂ）「貨幣の投下された財」という見方に準拠すれば、有価証券は、貨幣が投下された財であるいじょう、森田旧論の用語における「拘束性資金」に近いカテゴリーになるのではないだろうか。したがって、その評価は、取得原価でなければならないので、この場合には、期末における売却を擬制し、かつ翌期首に再購入ないし買戻しの擬制をせざるを得なくなるであろう。ここでは、再購入という理解をとっておこう。そして、こうした理解は、上に掲載した森田〔1992〕の第２の引用文において傍点を付した、「いったん現金化して、さらなる利益を求めて再投資したこととなんら変わりはない」という主張にそぐっていると言えよう。こうした見方に基づき処理すれば、次のような仕訳になろう。

ㄨ 時間を前後したふたつの文献）によって主張されている。したがって、ここでも、意見が変わったのかもしれない。そうであれば、森田〔1990b〕の自由選択性資金説は理論的に誤りで、森田〔1992〕による売却容易性説のほうが、妥当と考えられているのかもしれない。しかし、森田は、有価証券の性格規定の変更の事実にはすらふれていないので、どうして、このような異なるふたつの主張がなされているのか、森田の真意は、まったく不明である。そこで、ここでは、このふたつの考え方を、共に取り上げることにする。

図表29

第Ⅰ期購入時	有価証券 100, 現金 100	有価証券 100: 取得原価
第Ⅰ期期末時	未収金 120, 有価証券 100 擬似売却益 20	売却益 20: 収支差額 (売却時価 120 - 取得原価 100)
第Ⅱ期期首時	有価証券 120, 未収金 120	有価証券 120: 取得原価
第Ⅱ期期末時	未収金 130, 有価証券 120 擬似売却益 10	売却益 10: 収支差額 (売却時価 130 - 取得原価 120)
第Ⅲ期期首時	有価証券 130, 未収金 130	有価証券 130: 取得原価
第Ⅲ期売却時	現金 160, 有価証券 130 現実売却益 30	売却益 30: 収支差額 (売却時価 160 - 取得原価 130)

この仕訳において、有価証券そのものは、常に取得原価で評価されることになり（また、擬制と現実との相違はあるにせよ、常に、収支差額としての売却損益しか生じないことになり）、そのかぎりでは、たしかに、首尾一貫しているということになろう。

しかしながら、こうした処理方法は、将来売却時価がさらに高騰することを予測して、その将来時に売却するために、期末現在では、売却ではなく保有を選択した当該企業の意思決定に、悖っている。既に評価規約論のところで論じたように、有価証券を保有し続けるという経済行為と、「いったん売って（現金化して）、再び購入するという経済行為」とは、まったく異なる経済活動なのである。したがって、同じ経済効果をもたらすものではないはずなのである。そうであれば、企業の経済活動を描写するものとしての会計が、（有価証券を保有し続けるという）そうした企業の意思決定に反する処理を行なってよいとは思われない。

要するに、この考え方は、有価証券を、価値生産活動における販売損益を産出するものとしての商品とまったく同一視している。こうした理解は、論理必然的に原価評価をもたらし、時価評価の根拠を提示するものではない。森田新論においても、有価証券は時価評価と規定されているのであるから、その意味でも、こうした処理方法は、森田新論の枠組には、馴染まない。

（３）「貨幣」という見方における処理方法

そのように考えれば、有価証券それ自体を「貨幣」と考えざるを得ないが、この場合には、有価証券は、売却時価額だけの「貨幣」量を担っているということになると思われるので、売却時価評価ということになろう。ただし、第Ⅰ期購入時の有価証券100も、売却時価（収入額系統の数値）になることに、くれぐれも留意されたい。

それはともかく、有価証券を売却時価で評価した場合の仕訳は、次のようになろう。

図表30

第Ⅰ期購入時	有価証券 100, 現金 100	有価証券 100: 売却時価
第Ⅰ期期末時	有価証券 20, 保有利得 20	20 = 売却時価 120 - 売却時価 100
第Ⅱ期期末時	有価証券 10, 保有利得 10	10 = 売却時価 130 - 売却時価 120
第Ⅲ期売却時	有価証券 30, 保有利得 30 現金 160, 有価証券 160	30 = 売却時価 160 - 売却時価 130

ここでは、各期末および売却時における損益は、すべて、売却時価差額としての保有損益になる。そのかぎりでは、図表28で指摘した欠陥は、是正されていることになる。

しかしながら、第Ⅰ期購入時の有価証券を取得原価から売却時価に変更し、すべての損益を保有利得とみなすことによって、別の新たな問題が生じており、上記の仕訳はそれに対応していない、ということが指摘されなければならない。

すなわち、有価証券をもって「貨幣」とみなした場合、問題は、ふたつある。まず第1は上記における保有利得を計上するための認識基準が、不明なことである。(2)で述べた、有価証券をもって「貨幣の投下された財」とみる見方の場合には、売却損益が生ずるいじょう、実現主義が適用されると考えても、問題は、生じない。しかし、ここでは、売却損益ではなく、保有損益しか生じないので、その損益認識基準が、問われなければならないのである。そして第2は、そのように認識基準が不明な状況のもとでは、図表30における個々の仕訳の妥当性が、改めて検討されなければならない、図表30とは異なった仕訳になる可能性を否定できないことである。

そこで、まず第1の問題であるが、森田新論においては、保有利得は、一体、どのような基準によって認識されているのであろうか。しかし、この点について、森田[1992]以後の文献(森田新論)においては、まったく語られていないので、この仕訳の根拠になった森田[1990b]に戻らざるを得ない。

この文献においては、既に引用したように、有価証券は自由選択性資金とみなされたうえで、「対象となる資産が自由選択性資金であり、それが値上がりによって増加しているにも拘わらず、販売という過程に固執して資本の増加(利益)を認識しないものであり、実現主義の誤れる適用というべきである」(森田[1990b] 22ページ)と主張されているのである。

ここで、もし「実現主義の誤れる適用」という表現が、「販売に固執して損益を認識しないこと」に向けられているとするならば、有価証券の評価損益も、実現主義によって認識されることになる。しかし、この以前の文献においては、実現とは、「拘束性資金が自由選択性資金に転換すること」と定義されていたのであった。そうであれば、[有価証券××, 保有利得××]における保有利得をも実現概念で認識しようとするなら、まずもって、実現概念そのものを、再定義しておかなければならなかったのではないだろうか。例えば、貸方における製品等の拘束性資金の流出を捨象して、もっぱら借方の受入れ資産につき、自由選択性資金(有価証券)を獲得したことをもって実現と再定義することなどである。そうした実現概念の定義が修正されないかぎり、「拘束性資金の自由選択性資金への転換」によってしか、実現は、生じないはずである。

しかるに、そうした再定義もなしに、いわば突然、「拘束性資金の自由選択性資金への転換」とは異なる、「自由選択性資金それ自体の時価評価差額」を実現損益として認識すべきだと主張し、そうしないことを、「実現主義の誤れる適用」だと批判されても、筆者にはおよそ理解し難い。そこには、あまりにも大きな論理的飛躍があつて、少なくとも筆者には、とうてい納得できるものではない。

そこで、当面、仮に、上記のように、実現概念を再定義したとしよう。すなわち、財の引渡しと対価の受取りという要件を放棄し、「貨幣」の性質をもった資産の取得をもって実現とみなす

のである。そうした実現概念のもとに、図表30の仕訳をみてみよう。まず、第Ⅰ期期末の仕訳であるが、そこでは、有価証券は、自由選択性資金つまり「貨幣」とみなされたのであるから、有価証券の売却時価が100から120になったということによって、結果的に「貨幣」が20だけ増加している。上記のように再定義された実現概念のもとでは、「貨幣」の増加に裏打ちされた損益は、¹¹⁾「実現」したということになろう。

このように、有価証券を「貨幣」とみなしたうえで、「貨幣」の取得によって実現が生じるというように、実現概念を再定義しておけば、有価証券の売却時価変動差額20は、実現により認識されたことになり、そのかぎりでは、第1の問題は、解決したことになる。

しかしながら、その場合、今度は、第2の問題が、浮上する。すなわち、そうした帰結が、第Ⅰ期期末という一局面だけしかみていない、ということが問われなければならない。つまり、当面の問題になる箇所だけをみて、説明可能だと言っているにすぎないのである。こうした主張を「部分の論理」と筆者はよんでいるが、¹²⁾これは、真理は全体であるという立場からすれば、きわめて問題である。すなわち、有価証券を「貨幣」とみなした場合、その影響は、第Ⅰ期期末にとどまるとは限らないからである。有価証券が登場するすべての局面に影響を及ぼす可能性が、論理的にはあるはずである。具体的には、第Ⅰ期購入時の仕訳にも、有価証券が姿を見せているいじょう、この仕訳の意味も、有価証券が「貨幣」であるという定義、および「貨幣」の取得が実現であるという実現概念の再定義のもとで、改めて見直されなければならないのではないだろうか。

具体的に言えば、問題は、第Ⅰ期購入時の仕訳〔有価証券100、現金100〕の意味内容である。有価証券が商品と同様に貨幣の投下された経済財であるなら、価値生産活動に関する何の変哲もない仕訳であり、何の問題もない。しかしながら、購入時のこの有価証券100もまた、森田によれば、「貨幣」のはずであるから、その取得により実現が生じたという実現概念の再定義のもとでは、購入時における有価証券100の流入により、やはり実現が生じていると考えざるを得ないのではないだろうか。しかも、その100にしても売却時価つまり収入額系統の数値のはずであるから、有価証券100（収入額系統数値）と現金100（支出額系統数値）との差額は、収支差額となるので、その差額は零であるにせよ、何らかの「売却損益」が生じているということにならざるを得ない。さらに、このように、第Ⅰ期購入時に「売却損益0」という利益が生じてしまったいじょう、第Ⅰ期期末時以降における売却時価の上昇は、第Ⅰ期購入時における利益ないし収益の修正とでも考えざるを得なくなってしまうであろう。

以上の処理を、比較のため商品の販売処理と共に示したのが、図表31である。

11) これと同様な議論が、主観のれん説によっても主張されている。すなわち、主観のれん説は、売却時価で評価された有価証券を「キャッシュ」とみなすことにより、その売却時価差額もまた、キャッシュの獲得に他ならないので、実現したと主張するのである。したがって、その点にかぎり、ここでの森田理論の主張と異なるところはない、と言ってよいであろう。

12) こうした部分の論理および全体の論理ということに関しては、笠井〔2000〕第4章Ⅱ「必要性の論理に基づく理論構築」を参照されたい。

図表31

	(イ)	(ロ)
第Ⅰ期購入時	有価証券 100, 現金 100 「売却益」 0	商品 100, 現金 100 (取得原価)
第Ⅰ期期末時	有価証券 20, 「売却益」修正 20	
第Ⅱ期期末時	有価証券 10, 「売却益」修正 10	
第Ⅲ期売却時	有価証券 30, 「売却益」修正 30 現金 160, 有価証券 160	現金 160, 商品 100 販売益 60

有価証券をもって「貨幣」とみること、および、実現をその「貨幣」の取得として定義することという前提のもとにおいて、そうした考え方をすべての仕訳に貫徹させようとするかぎり、森田理論における有価証券の処理は、図表30ではなく、図表31（イ）になってしまうのである。もちろん、この図表31（イ）における仕訳が、何らかの合理性をもっている、などと言おうとしているのではない。逆である。図表31（イ）においては、保有利得ではなく「売却損益」が生じていること、そして、その後に「売却損益」の修正が生じているいじょう、損益額が確定していないこと（つまり、実現していない可能性があること）という2点において、きわめて不合理である。そうであれば、そのような不合理な仕訳をもたらした、有価証券をもって「貨幣」とみなす考え方、および「貨幣」の取得と定義された実現概念自体に、問題があると言わざるを得ない。

以上のように、有価証券を「貨幣の投下された財」とみる立場にしても、有価証券を「貨幣」とみなしたうえで、その「貨幣」の取得をもって実現とみなす立場にしても、その処理は、有価証券の経済的性質を妥当に表現することが、できないのである。

そこで、森田理論の考え方を離れて、筆者なりの考え方を追究せざるを得ない。上記の森田理論において、有価証券の処理を合理的に説明することができなかったことの原因は、①「貨幣の投下された財」あるいは「貨幣そのもの」として有価証券の性格と規定したこと、および②（一般的な、あるいは再定義された）実現概念を有価証券の損益に援用したこと、の2点に求められる。この両者は、もちろん、密接に関連している。

まず①であるが、これは、有価証券の資産カテゴリーの問題に他ならない。有価証券は、利潤獲得のために、資金が投下されたものであるから、「貨幣そのもの」ではあり得ない。したがって、基本的には、「貨幣の投下された財」に属するのである。しかしながら、森田理論にあっては、利潤獲得のための経済活動としては、価値生産活動しか想定されていないのであった。つまり、森田理論において、「貨幣の投下された財」というのは、価値生産活動にかかわるいわゆる費用性資産だけであり、資本貸与活動（金融活動）にかかわる金融資産は、「貨幣の投下された財」ではあり得ないのである。そうであれば、上記の議論において問題の根源は、有価証券という金融資産を価値生産過程のなかで理解しようとしたことにこそ、求められなければならない。

この点、拙論では、有価証券は、価値生産活動とは異質な利潤産出活動としての資本貸与活動（金融活動）に属しているのである。以下、この見方にたって、議論を進めることとしたい。

そのことは、当然、②にも影響を及ぼさずにはおかない。すなわち、価値生産活動と資本貸与

活動とが、異質な利潤産出活動であるとすれば、価値生産活動において形成された実現概念を、資本貸与活動に援用することなど、そもそも不可能のように思われるのである。

以上のように考えれば、価値生産活動と資本貸与活動とを峻別し、この両活動から産出される損益がまったく異質である、ということの認識が不可欠であることになる。そうした理解のもとに、まずその両活動における損益計算内容の相違を（４）で、さらに、その両者の相違の、全体計算の枠組における位置づけを（５）で取り上げることにする。そして最後に、森田理論の認識・評価原則においてはこうした相違が認識されていなかったことを、（６）において確認することにしてしよう。

（４） 価値生産活動と資本貸与活動との識別の必要性

以上のように、有価証券を「貨幣」とみなしたうえで、実現概念を有価証券に援用するかぎり、その全体像を再構成すれば（つまり全体の論理を見据えれば）、図表31（イ）のような仕訳になってしまうのである。これが、実現概念を援用したことのいわば論理必然的な帰結なのである。なぜなら、実現というのは、図表31（ロ）の第Ⅲ期売却時の仕訳に示したように、自由選択性資金たる現金160の受取りと、商品（あるいはこれに化体している現金支出額）100の引渡しという異なる2財の物量的フローのグロス額の交換を意味している。その実現概念を有価証券に援用するなら、図表31（イ）の第Ⅰ期購入時において、自由選択性資金たる有価証券100と現金支出額100というふたつの物量的フローのグロス額の交換が生じたさいに、損益が生じて、何ら不思議なことではない。

しかるに、有価証券の損益というのは、有価証券という同一の財に生じた評価額（売却時価）の変動差額にしかすぎない。そこには、物量的フローは、一切存在しない。時間の経過に従って生じた、同一財に関する評価的フローにしかすぎないのであるから、そこでは、2時点のストック評価差額つまりネット額が、保有損益となるのである。

かくして、会計上の損益計算には、商品の場合のように、異なる2財（商品の出と現金の入り）に関する物量的フローの交換、したがってふたつのグロス額の交換によって生じる損益計算形態（二面的損益計算）と、有価証券のように、同一財（有価証券）の時間的経過に伴う評価的フローのネット額によって生じる損益計算形態（一面的損益計算）とが、あり得るのである。この両者は峻別されなければならない、実現概念は、前者の二面的損益計算において形成されたものに他ならない。しかるに、その実現概念を、一面的損益計算に属する有価証券に援用したために、図表31（イ）のような仕訳が、生じてしまったのである。

そのように考えれば、図表31（イ）のような不合理な仕訳を回避するためには、商品の販売益と有価証券の保有利得との、損益としての質的相違を、あらかじめ定義しておかなければならなかったのである。具体的にみれば、商品であれば、その損益は交換的損益であり、したがって、異なる2財の物量的フローのグロス額が損益計算の要素となる。したがって、引渡し財の流出と交換に流入する対価というふたつのグロス額の性格規定が、損益認識の要になる。これが、言うまでもなく実現主義に他ならない。

それに対して、有価証券であれば、時間的損益であるから、時間の経過に伴う売却時価の変動差額としてのネット額だけが損益計算の要素となる。したがって、こうした有価証券損益の性格を、あらかじめ資産の定義に組み込んでおかななくてはならない。すなわち、有価証券について、「時価高騰を期待して、その時価差額だけの損益を獲得するために、資金が投下された資産」といった性格規定を与えておくことが、必要なのである。先の事例によって、具体的に言えば、「現在の売却時価は100だが、その売却時価が、第Ⅰ期末、第Ⅱ期末、そして第Ⅲ期末には、それぞれ120、130、そして160になっていることを期待して、したがって、その時価差額20、10、そして30という保有損益の獲得を企図して、現金100を投下した資産」として、有価証券を定義しておかなければならない。

有価証券のこうした性格規定により、図表31（イ）の仕訳は否定され、図表30の仕訳に帰結するのであるが、実は、これこそが、有価証券の妥当な処理なのである。すなわち、そこ（拙論）では、あらかじめ、有価証券の損益は、時間的経過に従って発生する売却時価の増減分と定義されているので、第Ⅰ期購入時における「有価証券100」は、その定義に従って、損益計算から除外される。したがって、その後を生じる売却時価変動の差額だけが、有価証券固有の損益たる保有損益として認識されることになる。それは、正に、有価証券に関する利潤産出活動にそぐっているのである。

以上のように、商品の損益と有価証券の損益との質的相違を、あらかじめ、有価証券の定義に組み込んでおかなければならないのであるが、それをさらに遡れば、一方の商品が価値生産活動に属する資産であること、他方の有価証券が資本貸与活動に属することが、識別されていなければならない。すなわち、資本貸与活動に属しているかぎり、その定義により、資本貸与額を越えた金額すなわち評価差額だけが、損益となるからである。しかるに、森田理論においては、価値生産活動しか想定されていないのであるから、ふたつの利潤産出活動の識別など、もともと、論理的に不可能なのである。かくして、資本貸与活動に属する有価証券にも、価値生産活動にかかわる実現主義を援用せざるを得ない。そうであれば、論理必然的に、図表31（イ）のような仕訳にならざるを得なかったのである。

（５） 全体計算の論理と期間計算の論理

以上のことは、会計における投下資本回収計算（全体損益計算）のもとでは、期間損益計算としては、実は、二面的損益計算と一面的損益計算という、本質的に異なるふたつの損益計算形態が存在しており、その両者が峻別されなければならない、ということの意味しているのである。

それを示せば、図表32のようになる。

商品にしても有価証券にしても、会計上の投下資本回収計算に属しているのであるから、当然、そこには共通性がなければならない。それは、全体損益計算において、投下資金100と回収資金160との差額として損益が算出されている点である。しかし、他方、両者には価値生産活動と資本貸与活動という利潤産出活動の相違があるので、相違があっても、しかるべきである。それが、期間損益計算における処理の相違となって顕れている。すなわち、価値生産活動に属する商品に

図表32

(a) 商品		
購入時：商 品 100,	現 金 100	全体損益計算（投下資本回収計算）： 現金収入160－現金収支100＝60～収支差額 期間損益計算： $\frac{\text{売掛金160} - \text{商品100}}{\quad\quad\quad} = 60 \sim \text{収支差額}$ ふたつの物量的フローの グロス額が損益計算要素
販売時：売掛金 160,	商 品 100 販売益 60	
回収時：現 金 160,	売掛金 160	
(b) 有価証券		
第Ⅰ期購入時：有価証券 100,	現 金 100	全体損益計算（投下資本回収計算）： 現金収入160－現金収支100＝60～収支差額 期間損益計算： $(160 - 130) + (130 - 120) + (120 - 100) = 60$ ～収入差額が損益計算要素
第Ⅰ期期末時：有価証券 20,	保有利得 20	
第Ⅱ期期末時：有価証券 10,	保有利得 10	
第Ⅲ期売却時：有価証券 30,	保有利得 30	
	現 金 160, 有価証券 160	

においては、市場に対して価値を生産しているのであるから、商品の市場への引渡しにより、対価が獲得される。そこでは、犠牲と成果との交換（費用と収益との交換）が不可欠であり、その損益は、交換的損益という特質を帯びるのである。つまり、価値生産活動に属する商品損益は、犠牲と成果というふたつの物量的フローのグロス額が、損益計算の要素となるのである。実現概念というのは、この交換的損益を規定する認識規約なのである。そうであれば、これを有価証券に援用するかぎり、図表31（イ）のようにならざるを得ないわけであり、したがって、そこに生ずる損益は、形式的には、商品とまったく同じ性質の損益とならざるを得ないのである。

それに対して、資本貸与活動というのは、資本を貸与したことに対する時間的報酬の獲得を企図して、行なわれるものである。したがって、貸与した資金は、返済期に償還されるので、損益計算には、関与しない。その評価額の増加分としての時間的報酬だけが、損益計算の要素となるのである。

この損益計算要素という点から、商品および有価証券とを対比的に示せば、次のようになる。

図表33

(イ) 商品（価値生産活動）		
売掛金 160＝回収額：成果（収益）要素	}	共に損益計算の要素
商 品 100＝投下額：犠牲（費用）要素		
(ロ) 有価証券（資本貸与活動）		
現金回収額 160	}	100＝投下資本額の戻り：非損益計算要素
		60＝売却時価変動差額：損益計算要素

しかし、有価証券の回収額160のうち、100は第Ⅰ期購入時の有価証券購入のための現金支出額の戻りであるという拙論については、いわゆる売買目的有価証券が、一般的には資本貸与活動とは考えられていないので、理解しづらいかもしれない。そこで、投下資金の戻り（返済あるいは償還）ということが一般に認められている割引債によって、投下資金額自体は非損益計算要素であるという事実を、念のためみておこう。例えば1年後に110のキャッシュインフローが約束されている割引債は、資本コストが10%とすれば、次のような仕訳になる。

図表34

(イ) 購入時：割引債 100, 現 金 100
 償還時：割引債 10, 受取利息 10
 現 金 110, 割 引 債 110

受取利息 10 = 償還時の割引債の割引現在価値 110 -
 取得時の割引債の割引現在価値 100

(ロ) 現金回収額 110 — 100：資本貸与額の戻り～非損益計算要素
 10：割引現在価値の変動差額～損益計算要素

ここでは、購入時の割引債100は、損益計算に関与していない。割引現在価値の変動差額10だけが、損益計算要素になっているが、そのことは、資本貸与活動に属しているという割引債の定義により、保証されているのである。

有価証券についても、基本的にはまったく同じことが言えるのである。すなわち、有価証券の購入は、既述のように、資本貸与の肩代りを意味しており、そのかぎりでは、資本貸与活動なのである。ただし、この場合には、時間的報酬として、時価変動差額の獲得を企図しているので、時価の変動差額だけが保有損益として損益計算要素となるのであるが、その購入された有価証券額が損益計算に関与しないという点では、割引債と軌を一にしているのである。そのことは、資本貸与活動に帰属していること、およびその企図が時価変動差額の獲得にあること、という有価証券の定義によって、保証されるのである。

価値生産活動と資本貸与活動との識別、およびそれに随伴する二面的損益計算と一面的損益計算との識別の重要性は、いくら強調しても、強調しすぎることはないと筆者は考えている。

(6) 森田理論における価値生産活動と資本貸与活動との識別の欠如

以上のように考えれば、認識・評価規約を決定する以前に、利潤産出活動に関して、価値生産活動と資本貸与活動とを峻別しておかなければならなかったのである。そして、その両活動の利潤産出上の特質に従って、認識・評価規約を定めなければならないのである。しかるに、森田理論においては、そうした利潤産出活動の質的相違ということは、まったく意識されていない。そ

ここで、最後に、森田理論の認識・評価規約にみられる理論的混乱という視点から、この問題をみることにしよう。

森田新論における原価主義会計論の原則的な認識・評価規約の大枠は、森田〔1995〕および森田〔1996〕において総括されているが、既に示唆したように、このふたつの文献には、微妙な変化がみられるのである。

「以上、国際会計基準をも含めて、諸外国の基準とわが国の基準との共通点と相違点を確認し、諸外国の基準が全体として、どのような考え方（仮定）に基づいていると解されるかをみてきた。これを要約すれば、以下になるだろう。

①拘束性の仮定を前提とするものについては原価基準

②拘束性の仮定を前提としえないものは

イ、時価の変動が利益の認識要件を充たしているものは時価基準

ロ、時価の変動が利益の認識要件を充たしていないものは低価基準」(森田〔1995〕29ページ、波線は笠井)

「原価主義会計をこのように解する場合、そこから論理的に導き出される原則的な評価基準は、一応、次のようになるはずである。

①拘束性の仮定を前提とすることが認められる資産には、原価基準が適用される。上述のように、有形固定資産はこれに属する。

②拘束性の仮定を前提とすることが認められない資産で、時価が原価を上回るときに利益の認識要件を充たしているものには、時価基準が適用される。

③拘束性の仮定を前提とすることが認められない資産で、時価が原価を上回っていても利益の認識要件を充たしていないものには、低価基準が適用される。上述のように、市場生産の棚卸資産はこれに属する。」(森田〔1996〕88ページ～89ページ、下線は笠井)

なお、各基準の記号については、ここでは、森田〔1995〕の用語法に従って、有形固定資産に適用される原価基準は①、有価証券・貴金属等に適用される時価基準は②イ、そして市場向け製品に適用される低価基準は②ロという記号を用いることにしよう。当面、ここで取り上げなければならないのは、②イおよび②ロである。そこにおいて利益の認識要件の対象になっているのが、森田〔1995〕では、時価の変動つまり売却時価と売却時価との差額（波線）であるのに対して、森田〔1996〕では、売却時価と原価との差額（下線）になっている。このような変化があったにもかかわらず、例のごとく、森田〔1996〕において、その変化の理由については、まったく言及されていないのである。というより、変化したこと自体についてすら、ふれられていないのである。再三述べているように、こうした説明の欠如が、森田理論の理解を著しく困難にしている大きな理由と言ってよいであろう。

それはともかく、こうした変化は、価値生産活動と資本貸与活動との峻別という当面の問題に、

深く関連しているように筆者には思われてならない。そこで、こうした変化の意味を、読者である筆者のほうで考えざるを得ない。そのため、筆者の推測を含めざるを得ない。筆者としては、筆者の推測はできるだけ避け、森田の主張に基づいて客観的に議論したいのであるが、森田の言及がないいじょう、筆者の推測をまじえざるを得ない。

時価評価の導入という問題意識のもとで議論するかぎり、たしかに、その損益の認識要件について、森田〔1995〕のように、時価差額と定義しなければならないのかもしれない。しかし、この時価差額を損益とすることは、有価証券には妥当するとしても、市場向け製品（および貴金属等）については、どうであろうか。この場合には、あくまで、売却時価と取得原価との差額が、問われなければならない。したがって、時価差額という定義のもとでは、市場向け製品（および貴金属等）の損益が、洩れてしまうのである。そのために、森田〔1996〕では、時価と原価との差額に変えざるを得なかったのであろうか。

しかし、もし仮にそうだととしても、そうした変更によって、問題は、本当に解決したのであろうか。なぜなら、この変更した定義のもとでは、逆に、有価証券の時価差額としての損益については、説明できなくなってしまうからである。

もっとも、その点については、回収資金と投下資金との対応という全体計算のレベルでみることによって、売却時価と取得原価との差額として説明できると考えたのであろうか。しかし、そうした理解が、妥当であるとは筆者には思われぬ。森田の言及がないので、筆者の推測をまじえざるを得なかったが、もし仮にこうした理解でよいとすれば、期間計算の論理に、全体計算の論理を部分的に混入させてしまっている点で、理論的に、きわめて問題である。現行会計実践の説明理論を企図するかぎり、あくまで、期間計算の論理によって説明されなくてはならない。

そうした視点にたつかぎり、市場向き製品および有価証券の損益は、図表32の事例を用いれば、次ページの図表35のようになるはずである。既に述べたことではあるが、その重要性に鑑み、繰り返すこととしたい。

（ロ）有価証券の場合、期間計算の論理にたてば、全体計算〔現金160－現金100＝全体利益60〕ではなく、〔保有利得20＋保有利得10＋保有利得30〕を合理的に説明しなければならない。こうした期間計算の論理を問題にするかぎり、第Ⅰ期の保有利得こそ、一般的解釈によれば、購入時の有価証券は取得原価とみなされているので、時価と原価との差額として定義されるが、しかし、第Ⅱ期以降の保有利得は、すべて、時価差額になっているのである。しかし、既に述べたように、その場合には、保有利得概念に、原価と時価との差額と、時価差額というふたつの異なった内容が混在することになり、理論的には成立し難い。したがって、購入時の有価証券の評価も売却時価と理解されなければならない、その場合には、有価証券の保有利得は、すべて、時価差額になるのである。

このように、一口に損益といっても、期間計算においては、図表35（イ）のように、売却時価と取得原価との差額として算出されるものと、図表35（ロ）のように、売却時価と売却時価との差額として算出されるものとの二種があるのである。したがって、利益の認識要件の対象にしても、「売却時価と取得原価との差額」と「売却時価の差額」との二種が用意されなければならない。

図表35

(イ) 市場向け製品

売掛金160 商品(現金) 100

販 売 益 60

$$\text{売掛金 } 160 - \text{商品(現金) } 100 = \text{販売益 } 60$$

↑ ↑ ↑
 商品の時価 商品の原価 時価と原価との差額

(ロ) 有価証券

第Ⅰ期購入時：有価証券 100, 現金 100

第Ⅰ期期末時：有価証券 20, 保有利得 20

$$120 - 100 = \text{保有利得 } 20$$

↑ ↑ ↑
 時価 時価 時価差額

第Ⅱ期期末時：有価証券 10, 保有利得 10

$$130 - 120 = \text{保有利得 } 10$$

↑ ↑ ↑
 時価 時価 時価差額

第Ⅲ期期末時：有価証券 30, 保有利得 30

$$160 - 130 = \text{保有利得 } 30$$

↑ ↑ ↑
 時価 時価 時価差額

第Ⅲ期売却時：現金 160, 有価証券 160

いずれかひとつでは、説明理論としては不十分なのである。

言うまでもなく、図表35(イ)が価値生産活動であり、図表35(ロ)が資本貸与活動に他ならない。このように、価値生産活動と資本貸与活動とは、峻別されなければならないのである。しかるに、森田理論においては、利潤産出活動としては、価値生産活動(しかもそのうちの販売活動)しか想定されておらず、資本貸与活動の独自性固有性は、まったく認識されていない。資本貸与活動に関する認識規約の理論的混乱は、正に、そのことに胚胎しているのである。資本貸与活動の独自性固有性の認識、価値生産活動と資本貸与活動との異質性の認識がないかぎり、合理的な説明理論の構築など、およそ不可能であろう。

参 考 文 献

- 森田 [1979]: 「名目資本維持概念を前提とする利益計算——原価主義会計の利益概念——」 森田哲彌著『価格変動会計論』第3章
 森田 [1980]: 「実現概念・実現主義に関するノート」『一橋論叢』第83巻第1号
 森田 [1990b]: 「企業会計における収益(利益)認識基準の検討——実現主義の観点から」『企業会計』第42巻第1号
 森田 [1992]: 「原価主義会計と時価評価」『企業会計』第44巻第11号
 森田 [1994]: 「原価主義会計における資産評価——原価基準・低価基準・時価基準をめぐって——」『横浜経営研究』第15巻第2号
 森田 [1995]: 「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号
 森田 [1996a]: 「企業会計における時価基準の台頭」『日本大学経済学部産業経営研究所 所報』No. 39
 森田 [1996b]: 「時価基準の台頭と原価主義会計」飯野利夫・矢澤富太郎監修『現代会計理論の会計実践』第

5 章

森田 [1997]:「企業会計における時価基準」『産業経営研究』第19号